

資料6

「狂犬病」に関する章の改正概要

(提案されている章が含まれる場所)

第2巻 個別疾病

第8部 複数の動物種に感染する疾病

第8.10章 狂犬病

資料6-(1)

狂犬病

資料6-(1)

前回意見交換した改正案の概要

狂犬病の定義等

狂犬病は、リッサウイルス属のウイルスによって引き起こされる疾病である。食肉目及び翼手目が狂犬病の保有宿主(レゼルポア)。

潜伏期間は6か月未満であり、犬、猫及びフェレットが感染源となる期間は、最初の明確な症状が始まる10日前に開始される。

国際貿易において最も重要な動物種は、食肉目(主として、犬、猫及びフェレット)及び家畜(馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物)

我が国のコメント

- 食肉目及び翼手目のみを狂犬病の保有宿主とする科学的根拠はない。
- フェレットを重要な動物種としてあげるのであれば、アライグマも同じく重要な動物種である。

資料6-(1)

前回意見交換した改正案の概要

清浄国の要件等

- 清浄国の要件に野犬群管理プログラムを追加
- 清浄国の要件に犬、猫及びフェレットの輸入規制を追加
- 「犬間伝播清浄国」のステータスを新たに追加。該当すれば、輸出時の抗体検査が不要
- 清浄国からの哺乳動物等の臨床検査の時期について、積載日だけでなく、積載前でも可能に。

我が国のコメント

- すべての哺乳類が感受性があるとされている中、犬、猫及びフェレットのみ輸入規制を求める理由を明確化すべき。
- 「犬間伝播清浄国」のステータスの追加には反対。
- 清浄国からの動物等についても、個体識別を輸入条件に追加すべき

資料6-(1)

前回意見交換した改正案の概要

汚染国からの犬等の輸入条件

- 臨床検査の時期について、「積載前48時間以内」から「積載前又は積載日」に変更。
- 個体識別の具体例として、刺青を例示
- ワクチン接種の具体的時期(積載前6か月以上1年未満)を削除
- 抗体検査の時期について、「積載前3か月以上24か月以下」から「積載前3か月以上12か月以下」に変更。また、必要な抗体価の具体的数字「0.5IU/ml」を削除

我が国のコメント

- 個体識別は、必須の輸入条件とすべき。
- 刺青のような国際的基準のない不明瞭なものを例示するのは不適
- 抗体価の測定時期の「3か月」の科学的根拠が不明。潜伏期間を考えて「6か月」にすべき。

資料6-(1)

我が国からの提案

我が国の提案

- 日本は近隣の汚染国から寄港する漁船等から不法に上陸する犬による狂犬病侵入のリスクに直面。
- 不法上陸犬対策は、経由国のみでの対応では限界、犬を載せる輸出国も責任を負うべき。
- 国際船舶に同乗し、他国を経由する犬、猫、フェレット及びアライグマの積載国が、輸出と同様の対応をすることを求めるコード改正案を提案

OIEコード委員会の回答

- 経由動物に対しても輸入と同じ条件を課すべきである。
- 輸入国の獣医当局の決定により、寄港中の国際船舶に対してはいかなる個別規定も適用できる。

資料6-(1)

今回の狂犬病コード改正案の概要

- 狂犬病の定義等を変更
- 清浄国の要件の「犬、猫及びフェレットの輸入規制」は「動物の輸入規制」に変更
- 各動物種の輸入条件を変更
- 「犬間伝播清浄国」のステータスの追加を取りやめ

資料6-(1)

狂犬病の定義等

【前回の改正案】

狂犬病はリッサウイルス属のウイルスによって引き起こされる疾病である。人を含むすべての哺乳類は感受性がある。食肉目及び翼手目は病原体の保有宿主である。

潜伏期間は6か月未満であり、犬、猫及びフェレットが感染源となる期間は、最初の明確な症状が始まる10日前に開始される。

国際貿易において最も重要な動物種は、食肉目(主として犬、猫及びフェレット)及び家畜(馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物)である。

【今回の改正案】

狂犬病はリッサウイルス属の一つである狂犬病ウイルス(遺伝子型1)によって引き起こされる疾病である。すべての哺乳類は感受性がある。

潜伏期間は6か月以下であり、犬、猫及びフェレットが感染源となる期間は、最初の明確な症状が始まる10日前に開始される。

世界的に、狂犬病ウイルスの最も一般的な人の暴露源は犬である。その他の哺乳類、特に食肉目及び翼手目もまたリスクをもたらす。

資料6-(1)

清浄国の要件

【前回の改正案】

①狂犬病は届出対象、②疫学的状況等の変化をOIEに報告、③早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランス、④犬、猫及びフェレットの効果的輸入手続きを含む規制措置、⑤国内感染症例が過去2年間なし、⑥輸入保有宿主動物の症例が過去6ヶ月間なし、⑦野犬群管理プログラム

【今回の改正案】

①狂犬病は届出対象、②疫学的状況等の変化をOIEに報告、③早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランス、④動物の輸入を含む規制措置、⑤国内感染症例が過去2年間なし、⑥輸入された食肉目及び翼手目動物の症例が過去6ヶ月間なし、⑦野犬群管理プログラム

資料6-(1)

清浄国からの野生哺乳類の輸入条件

【前回の改正案】

野生の哺乳類

1. **積載前又は積載日**に臨床症状なし
2. 生息範囲などの種の生物学に基づき、汚染国から**十分に離れた場所**で捕獲**及び飼育**。当該距離は、輸出される種及び近隣汚染国のレゼルポアに従い明確化。又は、積載前6ヶ月間清浄国で飼育



【今回の改正案】

野生の哺乳類

1. 積載日に臨床症状なし
2. 汚染国の**動物とのいかなる接触も排除する距離**で捕獲。当該距離は、生息範囲や長距離移動など輸出される種の生物学に従い明確化。又は、積載前6ヶ月間清浄国で飼育

資料6-(1)

汚染国からの犬等の輸入条件

【前回の改正案】

犬、猫及びフェレット

1. **積載前又は積載日**に臨床症状なし
以下の2～4又は5のいずれかを満たす。
2. **マイクロチップ、刺青等による**個体識別
3. 積載前に**陸生マニュアルに従った有効な**ワクチン接種
4. 積載前3か月以上12か月以下の間に抗体検査を受けて陽性
5. ワクチン接種なし又は2～4に条件を満たさない場合、6か月の輸出検疫

【今回の改正案】

犬、猫及びフェレット

1. 積載日に臨床症状なし
2. **個体識別**
以下の3・4又は5のいずれかを満たす。
3. 積載前にワクチン接種。**ワクチンは陸生マニュアルに従って製造。**
4. 積載前3か月以上12か月以下の間に抗体検査を受けて**少なくとも0.5IU/ml**の陽性
5. 6か月の輸出検疫

資料6-(1)

汚染国からの家畜の輸入条件

【前回の改正案】

反すう動物及びイノシシ科動物と馬科動物の条件を分割。
前者は臨床検査のみに。

家畜の反すう動物及びイノシシ
科動物の輸入条件

家畜の馬科動物の輸入条件

【今回の改正案】

家畜の反すう動物、**馬科動物、ラクダ科動物**及びイノシシ科動物

1. 積載日に臨床症状なし
2. **耳標、マイクロチップ、刺青等による個体識別**
3. **積載前少なくとも12ヶ月間狂犬病の症例報告がない施設で、積載前6か
月間飼育又は陸生マニュアルに従って製造されたワクチン接種**

資料6-(1)

汚染国からの野生動物の輸入条件

【前回の改正案】

実験動物と飼育下の野生動物の条件を分割。非ヒト霊
長類の条件を新たに規定

飼育下の野生動物(非
ヒト霊長類及び飼育下
の野生食肉目を除く)の
輸入条件

野生及び野生化動物
(非ヒト霊長類及び翼
手目を除く)の輸入条
件

非ヒト霊長類の輸入
条件

【今回の改正案】

野生動物

1. 積載日に臨床症状なし
2. 感受性動物から隔離された施設であって、積載前少なくとも12ヶ月間狂犬
病症例の報告がない場所で、積載前6ヶ月間飼育

「狂犬病」に関する章の改正概要

1. 経緯

- | | |
|---------|--|
| 2008年3月 | OIEコード委員会が、専門家からなる狂犬病アドホックグループ（作業部会）を招集し、狂犬病コードの改正を検討するよう勧告 |
| 2009年1月 | 狂犬病アドホックグループが、狂犬病コード改正案（一次案）を作成 |
| 2009年3月 | OIE科学委員会が一次案について討議し、アドホックグループへ再検討を勧告 |
| 2009年8月 | 狂犬病アドホックグループが、科学委員会のコメントを踏まえ、二次案を作成 |
| 2010年3月 | 科学委員会が二次案について討議し、OIEコード委員会に提出することを承認 |
| 2010年9月 | コード委員会が二次案について討議し、一部修正の上、加盟国に意見照会 |
| 2011年2月 | コード委員会と科学委員会は、加盟国から多くのコメントが出されたことから、新たな狂犬病アドホックグループを設置し、再度検討を要請することで合意 |
| 2011年4月 | 新しい狂犬病アドホックグループが、狂犬病コード改正案（三次案）を作成 |
| 2011年9月 | 科学委員会が三次案について討議し、コード委員会に提出することを承認 |
| 2011年9月 | コード委員会は、先に出された加盟国からのコメントを考慮して三次案を一部修正の上、加盟国に意見照会 |

2. 論点

- ① 清浄国からの野生哺乳類の輸入条件となっている「汚染国の動物とのいかなる接触も排除する距離で捕獲」は、実行可能性のある条件か。
- ② 汚染国からの犬等の輸入条件の抗体検査の時期について、「積載前3カ月以上12カ月以下」は適当か。

3. 備考

前回の改正案（二次改正案）に対する我が国の主なコメント

：コメント全文（仮訳）は別紙

- ① アライグマについては、犬、猫及びフェレットと同様に取り扱われるべき
- ② 清浄国からの動物等についても個体識別を必須の輸入条件とすべき
- ③ 抗体価の測定時期の「3カ月」の科学的根拠が不明。潜伏期間を考えて「6か月」にすべき

6. 第 8.10 狂犬病 (Annex XVIII)

個別コメント

第 8.10.1 条

総則

狂犬病は、リッサウイルス属のウイルスによって引き起こされる疾病である。ヒトを含むすべての哺乳動物は感染に感受性がある。食肉目及び翼手目は狂犬病の主要な保有宿主である。

本陸生コードの目的において、

1. 症例とは、狂犬病ウイルス種 (Lyssavirus genotype) に感染した動物である。

国際貿易の目的において最も重要な動物種は、飼育下の食肉目（主として犬 (*Canis familiaris*)、猫 (*Felis catus*) 及び、フェレット (*Mustela putorius furo*) 及びアライグマ (*Procyon lotor*) であり、家畜（馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物）もまた含まれる。

(理由)

食肉目及び翼手目が狂犬病の保有種であるという科学的根拠は、いまだ不十分である。いかなる哺乳類も保有宿主となる可能性がある。また、狂犬病ウイルス種に、他の狂犬病関連ウイルスを含まないことを明確化した方が良い。

日本は、ペットとしての貿易が増えてきていることから、フェレットが最も重要な食肉目に含まれることを理解する。しかしながら、アライグマのペットとしての貿易も増加しているにもかかわらず、なぜアライグマが含まれないのが疑問である。コード委員会が、フェレットとアライグマを区別する根拠を有していないのであれば、アライグマも最も重要な食肉目に加えるべきである。

第 8.10.2 条

狂犬病清浄国

国際貿易の目的において、国が、次に掲げる場合には、狂犬病清浄であるとみなされる。

3. 飼育下の犬、猫、及びフェレット 及びアライグマの輸入のための効果的な輸入手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするためのあらゆる規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている

(理由)

第 8.10.1 に触れられているように、全ての哺乳動物が狂犬病に対する感受性を有していることから、日本は、コード委員会に、なぜ効果的な手続きが、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のみに必要とされるのかを明確にしてもらいたい。

日本は、少なくともアライグマについては、犬、猫及びフェレットと同様に取り扱われるべきと考えている。

第8.10.3条

狂犬病犬間伝播清浄国

国が、次に掲げる場合には、~~狂犬病犬間伝播清浄であるとみなされる。~~

- ~~1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第1.1章に従い報告されることになっている。~~
- ~~2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証された継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランスの効果的なシステムが過去2年間運用されている。~~
- ~~3. ワクチン接種、個体識別、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のための効果的な手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするための規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている。~~
- ~~4. 疫学調査を通じて、狂犬病の犬間伝播の症例が過去2年間ないことが立証されている。~~

加盟国は、~~第7.7章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。~~

第8.10.6条

狂犬病犬間伝播清浄国からの犬の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

- ~~1. 積載前少なくとも6ヶ月間狂犬病犬間伝播清浄国で飼育されていたこと。~~
- ~~2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。~~
- ~~3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。~~
- ~~4. 積載前又は積載目において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~

(理由)

日本は、「犬間伝播清浄国」という新たな区分を設定するとの提案に反対である。第8.10.1条の案によると、本章の目的は狂犬病感受性動物の国際貿易及び非商業目的の移動による狂犬病のリスク軽減とされている。当該区分の国において、猫から犬又はフェレットから犬への狂犬病の伝播が起こっている場合には、当該国から輸入される犬のリスクは、狂犬病汚染国から輸入される犬よりも低いものではない。当該新区分の設定は、我々の狂犬病に関するリスク軽減のための努力に反するものである。また、陸生コード第8.10.1条の案では、犬、猫及びフェレットを並列に主要な重要な食肉目として言及しており、犬について特別扱いし、犬にのみ区分を設けることは矛盾している。

第8.10.4 条

狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

飼育下の哺乳動物及び制限条件下で飼養捕獲野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 恒久的に個体識別され（例えば、マイクロチップによって）、当該個体識別番号が証明書に記載されていること。
3. 及び以下のいずれかを満たしていること。
 - a) 生誕以来又は積載前少なくとも6ヶ月間当該清浄国で飼育されていたこと、又は
 - b) 第8.10.7 条、第8.10.8 条、第8.10.9 条又は第8.10.10 条に規定される規則を遵守して輸入されたこと。

(理由)

日本は、輸出国において又は輸送中に、輸入犬が故意に又違法にすり替えられる事例を経験している。狂犬病の検疫においては、犬などのペットを明確に個体識別することが重要である。

また、第8.10.5 条の「captive wild mammals」及び「wild mammals」並びに第8.10.13 条の「captive non-human primates」をコード委員会に定義してもらいたい。「wild mammals」が「feral mammals」を含むのかどうかを明確にして下さい。

第8.10.7 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの飼育下の犬、猫及び、フェレット及びアライグマの輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次の第1 号及び第2 号から第4 号又は第5 号に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
及び以下のいずれかを満たしていること。
2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。
及び以下のいずれかを満たしていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。
4. 積載前36か月以上12か月以下の間に陸生マニュアルの規定による抗体価検査を受けて、陽性の結果であること。
5. 狂犬病に対するワクチン接種を受けていない又は第2 号、第3 号及び第4号の必ずしもすべての条件を満たしていないこと。この場合には、当該動物は輸出前に6か月の検疫を受けるものとする。

(理由)

日本は、アライグマについても、犬、猫及びフェレットと同様に取り扱われるべきであり、動物の個体識別が狂犬病のコントロールにおいて重要であると考えます。

日本は、刺青により個体識別された犬の輸入を例外的に許可しているが、OIE は今後マイク

ロチップによる個体識別を奨励すべきだと考える。我々は、個体識別は共通の方法によって世界共通に認識されるべきと信じているが、一方、刺青には国際基準がなく、刺青による情報は不明瞭である。我々は、なぜ OIE が今更そのようなあいまいな方法を例示した説明をしているのか疑問である。

抗体検査のタイミングについて、日本は、「3 カ月」に科学的根拠がないこと、陸生コードの改正案第 8.10.1 において狂犬病の潜伏期間が 6 カ月未満とみなされるとされていることから、「3 カ月以上」から「6 ヶ月以上」に変更することを提案する。

第 8.10.11 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

捕獲された野生動物哺乳類（非ヒト霊長類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 保有宿主及びその他の感染哺乳類との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも 12 ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、生誕以来又は積載前 6 ヶ月間飼育されていたこと。

（理由）

案の第 8.10.1 条で言及したように、全ての哺乳類が狂犬病への感受性を有している。食肉目や翼手目以外の哺乳類からの人に伝播した事例がいくつかある。

第 8.10.12 条

狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

野生及び野生化した動物（非ヒト霊長類動物及び翼手類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

（理由）

翼手目は重要な狂犬病保有種であることから、この条において、翼手目についての勧告が提供されていない理由をコード委員会は明確にしてほしい。

第 8.10.14 条**乗船させるべきではない飼育下の犬、猫、フェレット及びアライグマに関する勧告**

飼育下の犬、猫、フェレット及びアライグマは、当該動物が以下と満たしていることを獣医当局が証明していない場合には、狂犬病汚染国から出港又は寄港する貨物船、漁船などの国際船舶に乗船させないものとする。

1. 積載前日及び当日に狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. (マイクロチップ等によって) 不変的に同定されており当該固定識別番号が当該証明書に述べられていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じて再接種を受けていること。

寄港国の獣医当局は、動物の乗船についての通報及び当該動物が上記の条件を満たしている旨を証明する国際獣医証明書の提示を求めることができる。証明書が不正確又は条件を満たしていない場合には、獣医当局は、当該動物の上陸を禁止又は当該動物を当該当局の施設に隔離することができる。

(背景)

日本は、不法上陸犬による狂犬病の侵入リスクを直面している。国際船舶、特に漁船のなかには、犬をペット又は事故を防ぐためのお守りとして犬を載せているものがある。その多くは、狂犬病汚染国とみなされる隣接国から出港又はそれらに寄港している。最近では、非常に多くの犬が、獣医当局の許可なく、船舶から漁師によって連れ出されており、日本の動物及び公衆衛生の脅威となっている。動物検疫所、家畜保健衛生所、保健所、地元警察、港湾当局及び公的獣医師による船舶からの犬の上陸を予防するためのあらゆる努力にもかかわらず、不法上陸犬咬傷事件は少なくない。

陸生コード第 5.5.2 条によると、経由時に動物をおろすことは、給水及び給餌の目的、ウェルフェアその他やむを得ない理由の場合のみ経由国から許可され、それは、当該経由国の公的獣医師の効果的な管理下に置かれ、当該動物がその他の動物との接触がないことを保証するものとされている。しかしながら、経由国の公的獣医師が不法上陸犬を効果的にコントロールすることは事実上不可能である。輸出国も、経由国が経由により病原体に汚染されることを予防する責任をになうべきである。

改正案の第 8.10.1 条によると、第 8.10 章の目的は、狂犬病感受性動物の国際貿易だけでなく、非商業目的の移動による狂犬病に関するリスクの低減とされている。したがって、日本は、この目的にかなうよう、経由犬、猫、フェレット及びアライグマの経由について陸生コードに規定し経由国のリスクを低減することを提案する。

第 8. 1 0 章 狂犬病

第 8.10.1 条 総則

本陸生コードの目的において、

1. 狂犬病は、リッサウイルス属のウイルスの一つである狂犬病ウイルス（以前は、古典的狂犬病ウイルスと呼ばれていた；遺伝子型 1）によって引き起こされる疾病である。ヒトを含むすべての哺乳類は感染に感受性がある。食肉目及び翼手目は狂犬病の保有宿主である。

本陸生コードの目的において、

2-1. 症例とは、狂犬病ウイルスの種に感染した動物である。

3-2. 狂犬病の潜伏期間は不定でありあるが、6 か月以下未満であると考えられる。犬、猫及びフェレットの感染期間は最初の明確な臨床症状が始まる 10 日前に開始されると考えられる。

世界的に、ヒトに対する最も一般的な狂犬病ウイルス暴露源は犬である。その他の哺乳類、特に食肉目及び翼手目もまたリスクをもたらす。

本章の目的は、国際貿易及び狂犬病感受性動物種の非商業上の移動におけるヒト及び動物衛生に対する狂犬病関連のリスクを低減させること並びに狂犬病の国際的な拡散を防ぐことである。

国際貿易の目的において最も重要な動物種は、飼育下の食肉目（主として犬（*Canis familiaris*）、猫（*Felis catus*）及びフェレット（*Mustela putorius furo*））であり、家畜（馬科動物、反すう動物及びイノシシ科動物）もまた含まれる。

狂犬病は、臨床症状又は狂犬病にかかった動物との暴露歴に基づき疑うことが可能である。確定には、抗原検出又はウイルス分離が必要である。診断法及びワクチンの基準は陸生マニュアルに記述されている。

加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理のためのプログラムを施行及び維持するものとすることが奨励される。

第 8.10.2 条 狂犬病清浄国

国が、次に掲げる場合には、狂犬病清浄であるとみなされる。

1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第 1.1 章に従い

報告されることになっている。

2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証されている継続的早期通報プログラムを伴う、第 1.4 章に従った疾病サーベイランスの効果的な継続したシステムが過去 2 年間運用されている。

3. 飼育下の犬、猫及びフェレット動物の輸入のための効果的な手順を含む狂犬病を予防するための規制措置が、本章陸生コードの勧告と整合した形で実施されている。

4. 国内伝播による狂犬病ウイルス感染症例が過去 2 年間確認されていない。

5. 輸入された保有宿主食肉目又は翼種目の症例が過去 6 ヶ月間検疫施設外で確認されていない。

6. 入国したヒトの狂犬病症例は当該狂犬病清浄ステータスに影響を与えない。

~~加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。~~

第 8.10.3 条 ~~狂犬病犬間伝播清浄国~~

~~国が、次に掲げる場合には、狂犬病犬間伝播清浄であるとみなされる。~~

~~1. 当該疾病が届出対象になっており、疫学的状況又は関連事象のいかなる変化も第 1.1 章に従い報告されることになっている。~~

~~2. 狂犬病が疑われる動物の調査及び報告が最低限の要件として保証された継続的早期通報プログラムを伴う疾病サーベイランスの効果的なシステムが過去 2 年間運用されている。~~

~~3. ワクチン接種、個体識別、飼育下の犬、猫及びフェレットの輸入のための効果的な手順を含む狂犬病を予防及びコントロールするための規制措置が、本章の勧告と矛盾しない形で実施されている。~~

~~4. 疫学調査を通じて、狂犬病の犬間伝播の症例が過去 2 年間ないことが立証されている。~~

~~加盟国は、第 7.7 章と矛盾しない野犬群管理プログラムを施行及び維持するものとする。~~

第 8.10.43 条 狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

飼育下の哺乳動物及び捕獲野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書~~の提示を求め~~るものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. a) 生誕以来又は積載前少なくとも6ヶ月間当該清浄国で飼育されていたこと、又は
b) 第 8.10.75 条、第 8.10.86 条、第 8.10.97 条又は第 8.10.106 条に規定される規則を遵守して輸入されたこと。

第 8.10.54 条 狂犬病清浄国からの輸入に関する勧告

野生哺乳類動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書~~の提示を求め~~るものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. a) 汚染国の動物とのいかなる接触も排除する生息範囲を含む種の生物学に基づいて汚染国から十分な距離がある場所において捕獲され、狂犬病清浄国で飼育されていたこと。その距離は、輸出される動物種の生息範囲、長距離移動など輸出される種の生物学に従い明確化されるものとする。保持されていたこと。~~当該距離は、輸出された動物種及び近隣の汚染国における保有宿主に応じて限定されるものとする、又は~~
b) 積載前6ヶ月間狂犬病清浄国で飼育されていたこと。

第 8.10.6 条 ~~狂犬病犬間伝播清浄国からの犬の輸入に関する勧告~~

~~獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書~~の提示を求め~~るものとする。~~

- ~~1. 積載前少なくとも6ヶ月間狂犬病犬間伝播清浄国で飼育されていたこと。~~
- ~~2. (マイクロチップ、刺青等によって) 不変的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書に述べられていること。~~
- ~~3. 製造者の推奨に従って、積載前に、陸生マニュアルに従った有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。~~
- ~~4. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~

第 8.10.75 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの犬、猫及びフェレットの輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が次の第 1 号、及び第 2 号並びに第 3 号及びから第 4 号又は第 5 号のいずれかに掲げる要件を満たすことを証明する第 5.11 章のモデルに従う国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. ~~(マイクロチップ、刺青等によって)~~恒久的に同定されており、当該個体識別番号が当該証明書で述べられていること。
3. 製造者の推奨に従って、積載前に、~~陸生マニュアルに従った~~有効な抗狂犬病ワクチン接種を受けている、又は必要に応じてワクチン再接種を受けていること。当該ワクチンは陸生マニュアルに従い製造されていること。
4. 積載前 3 カ月以上 12 カ月以下の間に陸生マニュアルの規定による抗体価検査を受けて、0.5IU/ml 以上の陽性の結果であること。
- ~~5. 狂犬病に対するワクチン接種を受けていない又は第 2 号、第 3 号及び第 4 号の必ずしもすべての条件を満たしていないこと。この場合には、当該動物は輸出前に 6 か月の検疫を受けるものとする。~~

第 8.10.86 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの家畜の反すう動物、馬科動物、ラクダ科動物及びイノシシ科動物の輸入に関する勧告

獣医当局は、当該動物が積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかった次に掲げることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 当該動物が積載日において狂犬病の臨床症状を示していなかったこと。
2. 当該動物が、恒久的に個体識別されており（例：耳標、マイクロチップ又は刺青により）、個体識別番号が当該証明書で述べられていること。
3. a) 少なくとも積載前 12 か月間は狂犬病の発生のなかった施設において、積載前 6 か月間使用されていたこと。
又は
b) 陸生マニュアルに従い製造されたワクチンを使用し、製造者の推奨に従ってワクチン接種を受けていること。

第 8.10.9 条 ~~狂犬病汚染国とみなされる国からの家畜の馬科動物の輸入に関する勧告~~

~~獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書~~の提示を求めるとする。

- ~~1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~
- ~~2. a) 保有宿主との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも 12 ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、積載前 6 ヶ月間飼育されていたこと、又は
b) 陸生マニュアルの規定に従いワクチン接種されていること。~~

第 8.10.107 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告

バイオセキュリティが施された施設で生まれ、飼育されたげっ歯動物及びウサギ目動物について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるとする。

1. 積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 積載前少なくとも 12 カ月間狂犬病の発生がないバイオセキュリティが施された施設で生誕以来飼育されていたこと。

第 8.10.11 条 ~~狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告~~

~~捕獲された野生動物（非ヒト霊長類動物を除く）について~~

~~獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書~~の提示を求めるとする。

- ~~1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~
- ~~2. 保有宿主との接触がない状態が維持されており、積載前少なくとも 12 ヶ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、生誕以来又は積載前 6 ヶ月間飼育されていたこと。~~

第 8.10.128 条 狂犬病汚染国とみなされる国からの野生動物（野生化した動物、飼育下の野生動物及び野生の動物）輸入に関する勧告

野生及び野生化した動物（非ヒト霊長類動物及び翼手類動物を除く）について

獣医当局は、当該動物が次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. 積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。
2. 野生の動物及び野生化した感受性動物からの隔離が維持されており、積載前少なくとも 12 カ月間狂犬病の症例が報告されていない施設で、積載前 6 か月間飼育されていたこと。

第 8.10.13 条 ~~狂犬病汚染国とみなされる国からの輸入に関する勧告~~

捕獲非ヒト霊長類動物について

~~獣医当局は、次に掲げる要件を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。~~

- ~~1. 当該動物が積載前又は積載日において狂犬病の臨床症状を呈していなかったこと。~~
- ~~2. 第 5.9 章及び第 6.11 章に従い検疫措置が適用されていること。~~